

滋賀県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修） 実地研修実施要領

1. 目的

事業所において安全かつ適正に喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）における実地研修を実施できるよう必要な事項を定め、質の高い喀痰吸引や経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）のケアを提供できる人材の確保と喀痰吸引等のサービスの安定的な提供体制の確立を図ることを目的とする。

2. 研修対象者

実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されていることが筆記試験により確認された者であって、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等を対象とする。

なお、介護福祉士の養成課程（実務者研修、介護福祉士養成施設または学校等（福祉系高校・中等教育学校・大学）において医療的ケア（講義および演習）を修了した者は、基本研修修了証明書もしくはそれに準じる証明書を提出することをもって受講対象者とみなす。

3. 実地研修実施機関

実地研修の実施機関は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、通所介護、訪問介護、サービス付き高齢者向け住宅、障害者（児）施設等であって次に示す（１）（２）の基準を満たすものとする。（医療機関は対象外。）

また、原則として、受講者が所属する（もしくは同一法人の）施設または事業所とし、訪問介護事業所においては在宅にて実施するものとする。

（１） 喀痰吸引等業務の手順に関すること

- ア 利用者の状態を踏まえ、実地研修の指導者の指導の下で研修受講者が喀痰吸引等を実施可能かについて医師の承認を得ること。
- イ 利用者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。（書面による同意承認が得られること。）

（２） 喀痰吸引等の提供体制に関すること

- ア 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- イ 実地研修の場において介護職員を指導する看護師（以下「指導看護師」という。）について、介護職員数名につき、1人以上の配置が可能であること。（訪問介護事業所にあつては、訪問看護事業所と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。）
- ウ 指導看護師は、臨床等での実務経験を3年以上有し、喀痰吸引等研修指導者養成講習もしくは医療的ケア教員講習を修了していること。
- エ 有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置または医療連携体制加算をとっていること。

オ 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令および第92条に基づく指定の効力の停止を受けたことがないこと。

カ 施設または事業所の責任者および職員が実地研修の実施に協力できること。

4. 実地研修の類型

次の医行為のうち、利用者本人とその家族から書面による同意が得られた行為であって、医師の指示のもと実施する行為とする。また、研修途中であっても、利用者本人またはその家族からの申し出があった場合には中止するものとする。

第一号研修	第二号研修
下記の類型すべてを実施 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養	下記の類型のうち、いずれかを実施 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

5. 各類型実施時の留意事項

(1) 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

- ・口腔内および鼻腔内の喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とする。
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引については、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。
- ・人工呼吸器装着者の喀痰吸引については、本研修では対応していないため、修了を希望するものは別途、第三号研修を受講すること。

(2) 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養）

- ・胃ろうまたは腸ろうの状態確認および経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行うこと。
- ・胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養については、半固形栄養剤のみの実施では修了とは認められないため、必ず滴下法による実施を併せて行うこと。
- ・対象となる利用者が半固形栄養剤を使用している者のみであり滴下法による実施が困難な場合、医師の指示のもと、追加水（半固形栄養剤注入前に注入する水分）を滴下法により注入することが可能であれば、当該方法により滴下法による実施を行ったものとみなす。この場合、医師から滴下法による追加水の注入についての指示を得ること。
- ・経鼻経管栄養については、安全性の観点から半固形栄養剤による実地研修の実施を認めていないため、滴下法のみで実施すること。

6. 実地研修の申請、変更等

- (1) 実地研修実施機関は、実地研修の実施を実施しようとするときは、次の(ア)から(カ)の書類および関係書類をすべてそろえて、実施開始予定日の14日前までに、県に申請し承認を得るものとする。

(ア) 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修申請書（別記様式1）

- (イ) 喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書（別記様式2）
 - (ウ) 介護職員等喀痰吸引等指示書（別記様式3）
 - (エ) 喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書（別記様式4）
 - (オ) 緊急時の対応の手順書および夜間等の連絡体制表（任意の様式）
 - (カ) 賠償責任保険に加入していることが確認できる書類（保険加入申込書等）
- (2) 県は、申請内容が適正であると認めるときは、申請書が提出された日から起算して14日以内に実地研修の承認を通知するものとする。
- (3) 実地研修実施機関は、実地研修の内容を変更しようとするときは、別紙様式第1号および関係書類をそろえて変更申請を行うものとし、県からその承認を受けなければならない。

7. 実地研修の承認期間

実地研修の承認期間は、医師の指示期間内（指示書の有効期間が最大6か月間であることからその範囲内）であって、かつ、利用者が同意した期間内とする。

ただし、やむを得ない事由により承認期間内に実地研修が修了できない場合は、原則として1回に限り、承認期間を延長できるものとし、延長しようとするときは、前項（3）の規程に準じ、別紙様式第1号および関係書類をそろえて延長申請を行うものとする。

8. 実地研修の内容

実地研修の内容及び回数は次のとおりとする。実施に際しては、指導看護師の指導の下で、それぞれ規定の回数を実施する。各行為の対象となる利用者が複数名いる場合は、各利用者への実施回数を合算することができる。

行為（ケアの種類）	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	20回以上 ※
経鼻経管栄養	20回以上

※ 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養における20回以上の考え方

- ・「滴下法による経管栄養」と「半固形栄養剤による経管栄養」を実施する場合、滴下法は20回以上実施することとし、半固形栄養剤による実施は安全かつ適切に実施できると指導看護師が認めるまで実施することとする。
- ・滴下法による追加水の注入（5.（2）参照）により滴下法と半固形栄養剤を併せて実施する場合、「滴下法による追加水の注入」および「半固形栄養剤による経管栄養」の両方の実施をもって各行為1回実施したと見なす。（「滴下法による追加水の注入」のみ行い「半固形栄養剤による経管栄養」を実施しなかった場合は、各行為とも0回とみなす。）

9. 実地研修の評価

指導看護師は、第6項（2）の規程による承認通知に同封された実地研修評価票を

用いて、行為ごとの各項目の評価を行うこと。下記に示す研修修了評価基準をすべて満たすことを確認したうえで、研修を終えること。

研修修了評価基準
・前項に規定する <u>行為ごとの実施回数以上</u> を実施していること
・行為ごとの <u>総実施回数の7割以上</u> において、評価票の <u>すべての項目が評価基準：ア</u> （一人で実施できる。評価項目について手順通りに実施できている。）となっていること
・行為ごとの実施回数の <u>最終3回</u> において、評価票の <u>すべての項目が評価基準：ア</u> （一人で実施できる。評価項目について手順通りに実施できている。）となっていること

10. 実地研修の修了の報告

指導看護師は、前項の研修修了評価基準をすべて満たすことを確認したうえで、評価終了後10日以内に、以下の書類をそろえて県あて報告することとする。

- (1) 評価票
- (2) 指導実績票（他法人の介護職員等を指導した場合のみ）

11. 修了証書

県は、前項の規定により提出された評価票を審査し、研修の全課程（基本研修および実地研修）を修了したと認められるときは、当該受講者に対し修了証を交付することとする。

12. 安全の確保等

- (1) 実地研修の実施にあたっては、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施と当該実地研修を行う機関の対応について説明し同意を得る等適切な手続きをとること。
- (2) 実地研修において事故が発生した場合は、速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を滋賀県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 前項の事故の状況および事故に際して採った処置については、記録するものとする。
- (4) 受講者は、賠償責任保険に加入するものとする。
- (5) 受講者は、利用者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すものとする。

13. 指導看護師の指導料

同一法人以外の事業所等に所属する指導看護師が指導した際に、研修修了後に1時間あたり1,500円の指導料を指導看護師が所属する事業所等に支払う。指導料は県が負担する。

14. その他

この要領に定めるもののほか、平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」および平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号同局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に定められたところにより安全に実施すること。

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。